

平成二十二年三月九日受領
答弁第一八九号

内閣衆質一七四第一八九号

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に
対する千葉景子法務大臣の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等檢察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の対応に関する質問に対する答弁書

一について

一般論として言えば、捜査機関は、新聞・週刊誌等の記事の内容が主として個人の特定の見解を表明するものにすぎないものであるか否かなどを含め、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、適宜適切に対処しているものと承知しており、それぞれの対処は異なり得るものと考えている。

二及び三について

鳩山内閣としては、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）は、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対しては、誠実に答弁しているものと考えており、政務三役は、「基本方針」（平成二十一年九月十六日閣議決定）等に基づき政治主導の国政運営を進めていることから、御指摘のように不適格であるとは認識していない。